（別紙）　〔県ホームページ「かがわ介護保険情報ネット」に掲載〕

**介護サービス事業者自己点検シート等について**

**１　趣　旨**

　　介護サービス事業者は、人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）に従い、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その提供するサービスの質を自ら評価をすることなどによって、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

　　利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を　点検することにより、指定基準が守られているか、法令が遵守されているかを常に確認し、不適切な事項がある場合は改善するとともに、自らが提供する介護サービスの向上に努めることが大切です。

　　ついては、介護サービス事業所ごとに、法令、指定基準等を基に、自己点検シート及びリスト等を作成しましたので、それぞれの事業所において有効に御活用ください。

**２　実施方法**

（ｌ）　自主点検については、当該自己点検シート等により毎年度定期的に実施してください。

　　　　また、事業所への実地指導等が行われる場合は、県に他の書類とともに当該自己点検シート等の写しの提出をお願いすることになります。（この場合、事前に御連絡・通知します｡）

（２）　複数の職員で検討のうえ、点検してください。

（３）　自己点検シートの点検結果の判定は、該当する項目（適・不適）に「チェック」を記入してください。

　　　　なお**、「不適」の項目がある場合は、その事由及び改善方法を別紙（任意様式）に　　　記入して、添付してください。**

（４）　自己点検シートの点検項目に該当する項目がない場合は、点検結果欄に**「事例なし」又は「該当なし」**と記入してください。

（５）　自己点検リスト等は、基本的には、自主点検を行った当該月の状況を各項目の注釈に留意し、作成してください。

（６）　自主点検の結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

**３　自己点検シート等の様式**

（１）　「かがわ介護保険情報ネット」－「事業者支援情報」－「**自己点検シート（居宅　　　　サービス用）**」に掲載していますので、御確認ください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/index.html>